

南関東防衛



南関東防衛局

令和2年
26号



特集

○第38回防衛セミナー



第2部：陸海空 若手自衛官のトーク



第3部：中部航空音楽隊の演奏



第1部：静岡地方協力本部長の公演

目次

1. 特集
2. 南関東防衛局の活動報告
3. 南関東防衛局の幹部紹介



1. 第38回防衛セミナー

多彩なフィールドで活躍する若手自衛官たち

令和2年2月1日（土）、浜松市福祉交流センター（静岡県）において防衛セミナーを開催しました。

主催者・来賓挨拶

講演に先立ち、小波南関東防衛局長が開催挨拶を行い、鈴木浜松市長から来賓挨拶を賜りました。



（小波南関東防衛局長）（鈴木浜松市長）

第1部「自衛隊の活動について」

宮川1等空佐に、全国に広がる陸海空自衛隊の組織、国内外の様々なフィールドで活躍する自衛官の姿を紹介頂きました。



「自衛隊は、全ての若者に門戸が開かれています！」

宮川1等空佐（自衛隊静岡地方協力本部長）

第2部「自衛隊ってどんなところ？」

陸海空の若手自衛官に出演してもらい、様々な職種の仕事内容や普段の日常生活についてディスカッション形式でお話を伺いました。



（司会）自衛官を続けられる理由は？



（司会）航空管制の仕事で気をつけていることは？

「人の和」と「人の輪」があるからです！



事故が起きないように、パイロットに「はっきりと」「シンプルに」指示を伝えることです！



第3部 自衛隊音楽コンサート

セミナー最後は、航空自衛隊中部航空音楽隊による演奏で幕を閉じました。



～金管五重奏～



～コンボバンド～



空自ならではの”空“にまつわる楽曲「ひこうき雲」や「パプリカ」等、ポップスを中心に9曲を披露し、会場は大きな拍手に包まれました。

装備品展示ブース

会場外では、パイロットのヘルメット等装備品や陸海空の制服、基地紹介パネルなどを展示しました。



2. 南関東防衛局の活動報告



(1) 第十二次東富士演習場使用協定の締結

— 東富士演習場使用協定について —

東富士演習場は、用地の約6割が民公有地となっており、演習場の使用について自衛隊の訓練と地元関係者の民生安定及び地域開発との両立を目的とする「東富士演習場使用協定」を国と地元関係者（御殿場市、裾野市及び小山町の行政や民公有地の所有者等）の間で締結しています。

昭和34年の第一次使用協定の締結以来、現在は5年ごとに更新しています。

— 第十二次東富士演習場使用協定締結までの過程 —

使用協定を締結するに当たり、11月上旬に南関東防衛局長から地元関係者へ協定更新の申入れを行いました。1月下旬から3月中旬にかけて、国と地元関係者とで十数回にわたり協議を行いました。3月26日の使用協定終結処理委員会において、地元関係者から協議経過の報告がなされました。

また、3月27日に防衛大臣・地方協力局長重要会談が行われました。最終的に、3月31日の東富士演習場行政・権利協定当事者合同会議において地元関係者の了解が得られ、第十二次東富士演習場使用協定が円満に締結されました。

この使用協定は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間有効となります。

使用協定終結処理委員会(3月26日)



挨拶をする若林御殿場市長

重要会談(3月27日)



山本防衛副大臣(前列中央)

行政・権利協定当事者合同会議(3月31日)



挨拶をする小波南関東防衛局長



調印の様子(左:長田連盟委員長 右:若林御殿場市長)

(2) 船越海上作戦センターの竣工

平成18年度以降の統合運用体制への移行、緊迫化する南西方面の状況及び大規模災害の頻発に伴う日米共同の必要性増大、これらを背景として、統合任務部隊司令部の一つである自衛艦隊司令部に求められる機能は、近年著しく増大しています。

これに伴い、各種事態への迅速かつ的確な対応を可能とする指揮通信機能の強化が必要不可欠とされ、これを受けて、新たな司令部庁舎として、横須賀市船越町に「海上作戦センター」を新設することとなりました。

同センターは、鉄骨鉄筋コンクリート造で地上6階等、延べ床面積は約3万6千平米、建設工事は平成27年度に着手、令和元年度末に完了しました。

庁舎のデザインにおいては、自衛艦隊司令部に相応しい重厚感を感じさせるシンメトリーとする一方、周囲の環境と調和するよう、外壁に色調の異なる2種類の花崗岩を採用して、圧迫感を和らげ、落ち着きのある印象をもつように配慮しています。

引き続き、建物内部に設置する各種システム・装備品等の工事を実施した後、今年度に運用を開始する予定です。



<建物外観>

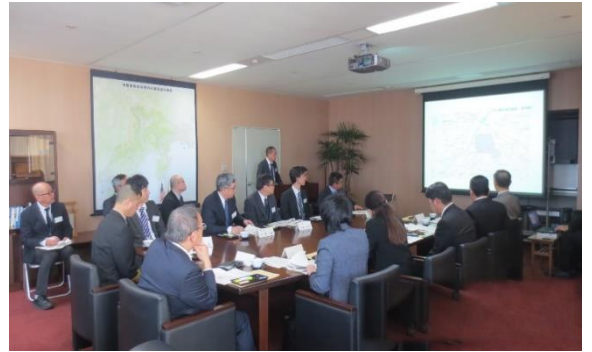
(3) 南関東防衛施設地方審議会

令和2年1月21日（火）、南関東防衛局において、令和元年度南関東防衛施設地方審議会が開催されました。

南関東防衛施設地方審議会は、自衛隊又は米軍が使用する不動産等に係る権利の対価の額や漁船の操業制限等による損失の補償額等について、南関東防衛局長の諮問に応じて調査審議し、これらに関し必要と認める事項を同局長に建議することを所掌しています。

今回の審議会において、諮問事項はないため、会長及び委員の皆様方に防衛行政に関する知見を一層深めて頂く事を目的として、当局から、「根岸住宅地区の原状回復作業」及び「返還地の跡地利用（相模総合補給廠、旧上瀬谷通信施設）」について説明をさせていただきました。

その後、海上自衛隊横須賀地方総監部へ赴き多用途支援艦「えんしゅう」を視察して頂きました。



(審議会)



(横須賀地方総監部において概況説明)



(多用途支援艦「えんしゅう」における視察)

3. 南関東防衛局の幹部紹介



総務部長
森田 輝也

4月1日付けで総務部長を拝命しました森田です。
南関東防衛局の勤務は初めてですが、職場の皆さんの協力を得ながら、一日も早く職責を果たせるよう努めたいと考えております。

南関東防衛局の管内には重要な防衛施設が多数所在しております。

周辺自治体等の皆様方には、地域における防衛行政の拠点として、信頼関係を大切にし、より一層のご理解が得られるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



調達部長
小森 達也

4月1日付の異動で調達部長に着任しました小森です。

南関東防衛局の勤務は、平成3年に旧防衛庁に入庁以来、初めての経験となります。

調達部の主たる業務は、自衛隊及び在日米軍が使用する施設の建設や自衛隊の任務遂行に必要な装備品の調達に係る監督・検査等を実施しています。

施設の建設、装備品の調達、いずれの業務も我が国の安全保障を維持するために必要不可欠なものであり、国民の安全と平和を守る自衛隊や米軍の任務達成に寄与することを改めて意識し、業務に取り組んでまいります。



調達部次長
安部 浩也

4月1日付の異動で調達部次長に着任しました安部です。

南関東防衛局の勤務は2回目ですが、約20年ぶりの勤務です。

調達部は、自衛隊および在日米軍が使用する施設の建設を行っており、私は当部の次長として、これらの業務計画が円滑に進むよう取り組んでまいります。

私はこれまでの防衛本省や全国の地方防衛局での勤務を通じ、我々が計画する施設の建設にあたっては、基地等周辺の地元の皆様と建設業界の皆様のご理解とご協力が大変重要であると認識しており、これからも、皆様のご支援をいただきながら精進してまいりますのでよろしくお願いいたします。



管理部次長
飯田 康政

4月1日付けで管理部次長を拝命しました飯田です。

管理部においては、自衛隊及び在日米軍が使用する土地等の取得、管理や自衛隊等の運用から生ずる損失の補償、在日米軍から返還された施設についての所有者への返還手続き等の業務を行っております。これらの業務を進める上で、関係自治体や地域住民の皆様のご理解、ご協力は不可欠であります。

皆様方と信頼関係を築き、防衛施設の円滑な運用ができるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お知らせ

採用情報

防衛省では平成24年度から、新試験制度が導入されたことに伴い、これまでの防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験を廃止し、人事院が行う国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験）の合格者から採用を行っています。なお、防衛省職員採用Ⅱ種試験で行っていた試験区分「語学」及び「国際関係」については、引き続き、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っています。

なお、詳しくは、当局までお尋ねください。

編集後記

新型コロナウイルス感染防止対策のため、様々なイベント等が自粛されています。当局でも、「南関防衛」の読者の皆様へ、ご紹介する予定であった日米交流事業等が中止になりました。イベント等が、早く安心して開催できる状況になり、読者の皆様へ、ご紹介したい記事をしっかりお届けできるようになることを願う次第です。

【南関東防衛局HP】

お問い合わせ先：南関東防衛局企画部地方調整課（直通）045-211-7134

レーザー光線の照射により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。
（最も重い刑で懲役3年（注））



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報をお願いいたします。

（注）平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、規制が強化（レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則（50万円以下の罰金）。

刑法の威力業務妨害罪に該当する場合（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3年以上の有期懲役。

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■ 内容についてのお問い合わせにつきましては、上記のお問合せ先に御連絡願います。